

食品安全委員会第 327 回会合議事録

1 . 日時 平成 22 年 4 月 8 日 (木) 13:59 ~ 15:19

2 . 場所 食品安全委員会大会議室

3 . 議事

(1) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・ 添加物 1 品目

ピロリジン

(厚生労働省からの説明)

・ 遺伝子組換え食品等 2 品目

耐熱性 - アミラーゼ産生トウモロコシ 3272 系統チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統からなる組合わせの全ての掛け合わせ品種 (既に安全性評価が終了した 4 品種を除く。)

(厚生労働省からの説明)

チョウ目害虫抵抗性ワタ C0T67B 系統

(厚生労働省及び農林水産省からの説明)

(2) 添加物専門調査会における審議結果について

・ 添加物「ピペリジン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(3) 農薬専門調査会における審議結果について

・ 農薬「ピメトロジン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(4) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

・ 動物用医薬品「豚増殖性腸炎乾燥生ワクチン (エンテリゾール イリアイティス TF、同 FC、同 HL、同 HC) 」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

- (5) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見について
 - ・ 農薬「フェンチオン」に係る食品健康影響評価について
 - ・ 農薬及び動物用医薬品「スピノサド」に係る食品健康影響評価について
 - ・ 遺伝子組換え食品等「耐熱性 - アミラーゼ産生トウモロコシ 3272 系統」に係る食品健康影響評価について
- (6) 平成 22 年度食品健康影響評価技術研究の研究課題の候補について
- (7) 食品安全委員会の 3 月の運営について
- (8) 食品安全モニターからの報告（平成 22 年 2 月分）について
- (9) その他

4 . 出席者

(委員)

小泉委員長、見上委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、村田委員

(説明者)

厚生労働省 俵木基準審査課長

農林水産省 池田畜水産安全管理課長

(事務局)

栗本事務局長、大谷事務局次長、西村総務課長、北條評価課長、小野勧告広報課長、本郷情報・緊急時対応課長、新本リスクコミュニケーション官、前田評価調整官

5 . 配布資料

資料 1 - 1 食品健康影響評価について

資料 1 - 2 「ピロリジン」の食品安全基本法第 24 条に基づく食品健康影響評価について

資料 1 - 3 「耐熱性 - アミラーゼ産生トウモロコシ 3272 系統チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ G A21 系統からなる組合わせの全ての掛け合わせ品種（既に安全性評価が終了した 4 品種を除く。）」及び「チョウ目害虫抵抗性ワタ C0T67B 系統」の食品安全基本法第 24 条に基づく食品健康影響評価について（厚生労働省）

資料 1 - 4 「チョウ目害虫抵抗性ワタ C0T67B 系統」の食品安全基本法第 24 条に基づ

＜食品健康影響評価について（農林水産省）＞

- 資料 2 添加物専門調査会における審議結果について＜ピペリジン＞
- 資料 3 農薬専門調査会における審議状況について＜ピメトロジン＞
- 資料 4 動物用医薬品専門調査会における審議結果について＜豚増殖性腸炎乾燥生ワクチン（エンテリゾール イリアイティス TF、同 FC、同 HL、同 HC）＞
- 資料 5 - 1 農薬に関わる食品健康影響評価に関する審議結果について＜フェンチオン＞
- 資料 5 - 2 農薬及び動物用医薬品に関わる食品健康影響評価に関する審議結果について＜スピノサド＞
- 資料 5 - 3 遺伝子組換え食品等に関わる食品健康影響評価に関する審議結果について＜耐熱性 - アミラーゼ産生トウモロコシ 3272 系統＞
- 資料 6 平成 22 年度食品健康影響評価技術研究の研究課題の候補について
- 資料 7 食品安全委員会の 3 月の運営について
- 資料 8 食品安全モニターからの報告（平成 22 年 2 月分）について

6 . 議事内容

小泉委員長 それでは、ただ今から第 327 回「食品安全委員会会合」を開催いたします。

本日は 7 名の委員が出席です。また、厚生労働省から俵木基準審査課長、農林水産省から池田畜水産安全管理課長にお越しいただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第 327 回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

西村総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。

資料 1 - 1 「食品健康影響評価について」。

資料 1 - 2、ピロリジンです。

資料 1 - 3、耐熱性 - アミラーゼ産生トウモロコシ等について。

資料 1 - 4、チョウ目害虫抵抗性ワタについて。

資料 2、添加物専門調査会における審議結果について。

資料 3、農薬専門調査会における審議結果について。

資料 4、動物用医薬品専門調査会における審議結果について。

資料 5 - 1、農薬に関わる食品健康影響評価に関する審議結果について。

資料 5 - 2、農薬及び動物用医薬品に関わる食品健康影響評価に関する審議結果について。

資料 5 - 3、遺伝子組換え食品等に関わる食品健康影響評価に関する審議結果について。

資料 6 「平成 22 年度食品健康影響評価技術研究の研究課題の候補について」。

資料 7 「食品安全委員会の 3 月の運営について」。

資料 8 「食品安全モニターからの報告（平成 22 年 2 月分）について」。

以上でございます。不足の資料はございませんでしょうか。

小泉委員長 よろしいでしょうか。

それでは、議事に入ります。

(1) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

小泉委員長 最初に「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

「資料 1 - 1」にありますとおり、厚生労働大臣から 4 月 5 日付けで添加物 1 品目について、4 月 6 日付けで遺伝子組換え食品等 2 品目について、食品健康影響評価の要請がまいりました。

また、農林水産省から 4 月 6 日付けでこの遺伝子組換え食品等 2 品目のうち、1 品目について食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、まず添加物 1 品目につきまして、厚生労働省の俵木基準審査課長から説明をお願いいたします。

俵木基準審査課長 ありがとうございます。

それでは、「資料 1 - 2」で説明をさせていただきます。本日、御評価をお願いいたしますのは添加物「ピロリジン」でございます。

もう既に先生方よく御承知のとおり、厚生労働省では JECFA の安全性評価が終了して、一定の安全性が確認され、また欧米で広く使用されているものについては国際汎用香料ということで、国が企業の要請を待つことなく、指定に向けた取組を進めているところでございまして、本日御評価をお願いいたしますのは、その一環として国際汎用香料ピロリジンについてお願いをするものでございます。

剤でございますけれども、2 のところでございますように、ラディッシュ、チーズ等通常の食品に含まれている香料成分でございまして、欧米ではチューインガムなどさまざまな加工食品に使用されているものでございます。

いつものとおり、食品安全委員会での健康影響評価をいただきましたら、薬事・食品衛生審議会におきまして、指定の可否及び成分規格等、規格基準の設定につきまして検討を進めていきたいと思っております。

小泉委員長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、添加物専門調査会において審議することといたします。

続きまして、遺伝子組換え食品等2品目について、引き続き俵木基準審査課長及び農林水産省の池田畜水産安全管理課長から説明をお願いいたします。

俵木基準審査課長 それでは、「資料1-3」で御説明をさせていただきます。

本日、遺伝子組換え作物について御評価をお願いするのは、厚生労働省から2品目ございますが、1つ目のものについてはここに長々と名前が書いてございますが、いつものとおり下の表を御覧いただき御説明させていただければと思います。

今回はこの表にありますように、4種の遺伝子組換え作物の掛け合わせの品種についての御評価をお願いするものでございます。

この4種でございますが、この表にありますように、表の下から2段目の「新たに獲得された性質」という欄に書いてございますように、それぞれ適切な遺伝子の導入によりまして、この欄に書かれておりますような新たな性質を獲得している品種でございます。

1つ目が耐熱性の - アミラーゼを産生するように改変されたトウモロコシ。

2つ目の品種がチョウ目害虫抵抗性、除草剤のグルホシネートに対する耐性、2つの特性を獲得した品種。

3つ目の品種は、コウチュウ目の害虫抵抗性を獲得した品種。

4つ目が除草剤グリホサートに対する耐性を獲得した品種でございます。

それぞれにつきましては、もう既に評価をいただいておりますし、一番左端のものはつい最近御評価をいただきまして、現在私どもの方で官報掲載に向けて手続をしているものでございます。

いずれにしても、食品安全委員会でそれぞれの単独の品種については既に御評価をいただいたものでございます。

1枚めくっていただきますと、その後ろに既に安全性評価が終了した掛け合わせ品目とお示しました。それぞれの4つの品目は御評価いただいているんですが、その掛け合わせにつきましても、この4つの掛け合せについては既に評価をいただいております。

その次のページにあります「参考」として書いてございます7種の掛け合せがまだ御評価をいただいております掛け合せでございます。2、3または4品目全部を掛け合せたものについて御評価をいただきたいと考えているものでございます。

一番最後のページでもう一つ本日御評価をお願いする品目でございますけれども、ワタでございます。チョウ目害虫に対する抵抗性を獲得したワタについての御評価でございます。

2の品目の概要にところでございますように、このワタの品種にチョウ目害虫抵抗性を

付与するために改変 *cry1Ab* 遺伝子を導入したものでございまして、選抜マーカーとしてハイグロマイシン B リン酸基転移酵素遺伝子を導入しておりますけれども、遺伝的分離によりまして、最終的なワタにはこの選抜マーカーの遺伝子は含まれていないと承知しております。

一番最後、4 のところがございますように、本品目につきましては、米国、オーストラリア、ニュージーランドでの評価が終わっていると聞いております。

以上でございます。

小泉委員長 ありがとうございます。

池田課長の方からよろしく願いいたします。

池田畜水産安全管理課長 農林水産省の池田です。よろしく申し上げます。

このたび食品健康影響評価をお願いします「チョウ目害虫抵抗性ワタ COT67B 系統」ですが、概要につきましては、ただ今厚生労働省さんから説明がありましたので、省略をさせていただきます。

飼料としての利用方法は、遺伝子組換えでないワタと同様に、主に綿実あるいは油を絞ったかすを家畜の飼料として用いるものでございます。

以上でございます。

小泉委員長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本2件につきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することといたします。

俵木基準審査課長、池田畜水産安全管理課長、どうもありがとうございました。

(2) 添加物専門調査会における審議結果について

小泉委員長 それでは、次の議事に移ります。

「添加物専門調査会における審議結果について」です。本件につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されております。

まず担当委員の長尾さんから説明をお願いいたします。

長尾委員 「ピペリジン」でありますけれども、食品の香料に使用されます添加物ピペリジンは、国際汎用香料ということで、厚生労働省より評価要請のあったものでございます。

本品の食品健康影響評価を実施した結果、ピペリジンは食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられるとされました。詳しくは事務局の方からお願いいたします。

北條評価課長 それでは、「資料2」に基づいて御説明申し上げます。

まず、評価書(案)の2ページの「審議の経緯」に記載がございますように、今回の評価の要請につきましては、2010年3月に厚生労働大臣から添加物の指定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

評価書(案)の4ページの評価対象品目の概要に記載がございますように、ピペリジンは、ホップ油、コーヒーなどの食品中に存在する成分でございます。欧米におきましては、さまざまな加工食品において香りの再現、風味の向上などの目的で添加をされているということでございます。

今回の評価につきましても、これまでの国際汎用香料と同様に「国際的に汎用されている香料の安全性評価の方法について」に基づき、資料の整理が行われているものでございます。

「安全性に係る知見の概要」は、4ページの下から5ページ以降にわたって記載がございますように、まず反復投与毒性試験につきましては、SDラットを用いまして98日間混餌投与による検討が行われております。

結果でございますけれども、0.16%以上の投与群で体重増加抑制などが認められております。また、病理組織学的検査におきましては、0.31%投与群で精嚢腺の著しい萎縮及び重量の減少、精嚢腺の分泌顆粒の減少などの所見が認められているということでございまして、NOAELといたしましては、0.08%とされているところでございます。

ガイドラインにおきましては、発がん性というものは必ずしも求められておりませんが、発がん性の試験成績につきましても、提出をされております。

MRCラットを用いた試験成績におきましては、被験物質の投与に関連した腫瘍発生頻度の増加はなかったということでございます。

また、SIV50 ラットを用いた試験におきましても、被験物質の投与に起因した腫瘍発生は認められなかったという結果となっております。

生殖発生毒性に関します検討も行われております。結果は6ページの上段の方に記載がございます。交雑マウスあるいはハムスターを用いました検討におきましては、異常精子の頻度に被験物質投与の影響は認められなかったという結果がございます。

交雑マウスを用いた検討におきましては、雌の受胎率に被験物質の投与に関連した変化は認められなかったということですが、妊娠動物当たりの死亡胎児数の増加は認められたなどの結果があるということがございます。

ただ、この妊娠動物当たりの死亡胎児数の増加につきましては、その程度がわずかということと、かなり高用量で認められたということとで毒性学的な意義は低いであろうと判断をされているところでございます。

遺伝毒性の試験につきましては、6ページに記載がございますように、何種類かの私見が実施されております。一部、マウスリンフォーマ TK 試験におきまして陽性の所見が認められておりますものの、他の *in vitro*、*in vivo* の試験、すべて陰性ということございまして、最終的な結論といたしましては7ページの上段の方にもまとめられておりますが、生体にとって特段問題となる遺伝毒性はないものと判断をされているところでございます。

7ページの「6. 摂取量の推定」というものがなされておりますけれども、我が国での本品目の推定摂取量はおおよそ 96 ~ 103 μg の範囲になると推定されております。

先ほどの毒性試験におけます NOAEL とこの推定摂取量を比較いたしまして安全マージンを試算いたしますと、4万という数字が得られております。

また、構造クラスに基づく分類におきまして、ピペリジンは構造クラス に分類をされるということございまして、JECFA におきます評価におきまして、本品目は現状の摂取レベルにおいて安全性上の懸念をもたらすものではないという判断をされているところでございます。

このような試験成績あるいは海外におきます評価状況を踏まえまして、最終的な結論につきましては8ページの方にまとめられておりますが、結論は食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられるということとなっております。

本評価書(案)につきましては、本委員会終了後、5月7日までの30日間、国民からの御意見・情報の募集に充てたいと考えております。

以上でございます。

小泉委員長 それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることといたします。

(3) 農薬専門調査会における審議結果について

小泉委員長 次の議事に移ります。

「農薬専門調査会における審議結果について」です。

本件につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書(案)が提出されております。

まず担当委員の廣瀬さんから説明をお願いいたします。

廣瀬委員 それでは、「資料3」を御覧ください。

「ピメトロジン」につきましては、審議結果について平成21年3月12日から4月10日まで意見・情報の募集を行いましたところ、この評価書の後ろから3枚目に「参考」として添付してあるようなコメントが寄せられまして、その内容を検討した結果、ADIを変更いたしましたので、その概要を御報告いたします。

変更前の評価書では、34ページの表21あるいは表22にございますように「2年間慢性毒性/発がん性併合試験(ラット)」で雌の100ppmの投与群で肝臓の前がん病変であります変異肝細胞巢の発生頻度が有意に増加したということですので、無毒性量を10ppm、つまりこれは0.43mg/kg体重/日になりますが、10ppmと判断して、その結果を下にADIを0.0043mg/kg体重/日と設定いたしました。

しかし、35ページの表23の追加で提出されました変異肝細胞巢の定量的解析結果を見てみますと、動物数を分母に用いた解析、これは上半分のAに相当します。あるいは変異肝細胞巢が見られた動物数を母数にして解析した場合、これは下半分のBになりますけれども、このいずれの場合でも肝臓の単位面積あるいは1匹当たりの変異肝細胞巢の個数あるいは面積は、1,000ppm以上の投与群では増加しましたがけれども、100ppm投与群では有意な増加を認めませんでした。

したがって、無毒性量を10ppmから100ppmに変更いたしました。定量的解析結果を勘案した毒性所見の表は、36ページの図表の24になります。

このような定量的な解析方法というのは、対照群との発生頻度に差が少ない場合、その差に意味があるか否かを確認する目的で一般的に行われる方法でありまして、発生頻度の

みで判断するよりもはるかに信頼性があるとされております。

本試験における無毒性量が 100 ppm、つまりこれは 4.45 mg/kg 体重/日に変更されたことから、48 ページの表の右の下方に記載されておりますように、各種毒性の試験の中で得られた最小の無毒性量は、ラット 2 世代繁殖試験の 1.3 mg/kg 体重/日となりまして、この値を安全係数の 100 で割った 0.013 mg/kg 体重/日を新たな ADI として設定いたしました。

なお、評価書の変更点につきましては、後ろから 2 ないし 3 ページ目に記載されておりますので、御参考にしてください。

以上です。

小泉委員長 事務局からいかがですか。

北條評価課長 内容についてはもう追加をすることはございませんで、一応今回のものにつきまして ADI が変更されたということでございますので、本日、委員会終了後、5 月 7 日までの 30 日間、改めて国民からの御意見・情報の募集を行いたいと考えております。以上でございます。

小泉委員長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

廣瀬委員 に教えていただきたい。34 ページの表 21 が 23 に変更になったということでしょうか。

廣瀬委員 表 21 が 24 になりました。表 22 の数は変わりません。ですから、表 21 が 24 に変更になったということです。

小泉委員長 21 が 24 に変更になったということですね。そうすると、私はここを見落としていたかもしれないのですが、無毒性量は雌雄で 100 ppm となりますね。そうすると、雄で 3.73 という小さな数字が出ていますが、これはもう雌の方を採用していいということなんでしょうか。

廣瀬委員 この2年間慢性毒性・発がん性併合試験の無毒性量は低い方になりますから、3.73ということになるかと思えます。

小泉委員長 どなたか御質問、御意見はございませんか。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、既に昨年3月12日から4月10日までの期間、意見・情報の募集を行っておりますが、その際に寄せられた御意見等を踏まえまして、農薬専門調査会において再度審議した結果、食品健康影響評価に関する結論が一部変更になっておりますので、再度、意見・情報の募集手続に入ることといたします。それでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(4) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

小泉委員長 それでは、次の議事に移ります。

「動物用医薬品専門調査会における審議結果について」です。

本件につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書(案)が提出されております。担当委員の見上さんから説明をお願いいたします。

見上委員 資料4に沿って御説明申し上げます。

本製剤は弱毒ローソニア イントラセルラリスを主製剤とする豚の増殖性腸炎乾燥生ワクチンでございます。この感染症は豚の細菌性腸炎でありまして、宿主は主として豚で人獣共通感染症ではございません。

本症は急性と慢性の病型が2つあるんですけれども、世界中の養豚地帯に分布しており、日本においても全国的に分布していると推察されています。

この病気にかかりますと経済的損失は大きくて、飼料効率の低下だとか、削瘦、また2次感染による死亡などが見られます。

本製剤に関して説明しますと、このローソニア イントラセルラリスに関しては、ヒト由来腸管細胞において増殖したり感染したりすることは確認されていません。感染しないということです。

この株は子豚を用いた安全性試験、これは資料4の7ページのところに臨床試験という2つの農場を使ってやっているんですけれども、安全性試験や臨床試験で安全性に問題はないとされています。

更にこの製剤に含まれています添加剤等につきましては、ヒトの健康に悪い影響を与えるものとは考えておりません。したがって、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えているということでございます。

詳しくは事務局から説明願います。

北條評価課長 それでは、資料4に基づいて御説明申し上げます。

まず2ページの「審議の経緯」に記載がございますように、今回の評価の要請につきましては、本年2月でございますが、農林水産大臣より製造販売の承認に係る食品健康影響評価について、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

4ページの評価対象動物用医薬品の概要に記載がございますように、主剤は先ほど見上先生の方から御紹介がございましたように、弱毒ローソニア イントラセルラリスでございます。

表1に記載がございますように、何種類かのバイアルの製剤が一応承認申請されているところでございます。

「用法・用量」といたしましては、経口投与あるいは飲水投与をするということで用いられるということで、製剤の中に含有されております添加剤につきましては、4ページのところに記載がございますように、シュクロース、ゼラチン、水酸化カリウム、グルタミン酸等が含まれているということでございます。

「安全性に係る知見の概要」につきましては、5ページの下から記載がございます。

ヒトに対する安全性につきましては、まずローソニア イントラセルラリス感染症は人獣共通感染症とはみなされていないということでございます。

また、先ほど委員の方から御紹介がございましたように、弱毒化しているというものであるということで、ヒトの結腸株化細胞を用いまして、安全性に関する検討が行われておりますけれども、本株はヒト腸管細胞には感染あるいは増殖をしないと考えられるという結果となっております。

また、先ほど御紹介した添加剤につきましても、いずれも食品添加物、あるいは既に過去におきまして評価が終了しているものということで、食品を通じてヒトの健康に影響を与えるものとは考えられないということでございます。

豚に対する安全性につきましては、6ページ以降に記載がされております。まず豚に対

する安全性試験でございますけれども、7日齢の子豚に10倍量の製剤を経口投与しても、安全性に問題がないという結果が報告されております。

また、7ページの方に「豚に対する臨床試験」の成績がまとめられております。

A農場とB農場という汚染が事前に確認をされております2施設におきます試験成績が提出されております。特にB農場の方におきましては、製剤投与群におきまして、元気消失、食欲不振、発咳あるいは削瘦、呼吸促迫といったような症状というものが対照群と比べまして有意に低くなっているということで、製剤の効果が確認をされているところでございます。

8ページの「3.その他」というところに記載がございますように、製剤につきましては、幾つかの安全性試験というものが設定されておきまして、夾雑菌否定試験あるいはマイコプラズマ否定試験、ウイルス否定試験など、それぞれ設定をされておきまして、その実施された結果につきましても安全性に問題がないという結果となっております。

以上のような試験成績を踏まえまして、食品健康影響評価は8ページにまとめられてございますが、結果といたしましては、本製剤は適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられるということでございます。

本評価書(案)につきましては、本委員会終了後、5月7日まで国民からの御意見・情報の募集に充てたいと考えております。

以上でございます。

小泉委員長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

この表3の「発咳」というのは、咳が出るということですか。咳嗽ということですね。動物では発咳と言うのですか。A農場とB農場で全く逆の結果が出ているようですけれども。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることといたします。

(5) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見について

小泉委員長 続きますして、次の議事に移ります。

「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見について」です。農薬 1 品目についてですが、本件につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

事務局から説明をお願いいたします。

北條評価課長 それでは、資料 5 - 1 に基づいて御説明をいたします。

まず評価書の 3 ページの「審議の経緯」に記載がございますように「フェンチオン」につきましては、まず清涼飲料水関係の評価の要請がございます。

ポジティブリスト制度の関係、魚介類の残留基準設定の関係につきましても諮問がございました。

評価書(案)につきましては、昨年 10 月 29 日から 11 月 27 日まで国民からの御意見・情報の募集が行われしております。

結果でございますが、後ろから 3 枚のところに「参考」としてお付けしておりますが、2 通御意見をいただいております。

まず「参考」の 1 ページ目でございますが、意見 1 - 1 でございます。

フェンチオンの毒性試験データの詳細が公開されることなく ADI を現行の 0.0005 mg/kg 体重から 0.0023 mg/kg 体重に緩和することには反対であるということで、そこに理由といたしまして 1 から、2 ページの 6 まで挙げられているところでございます。

まずデータの公表でございます。この件につきましては、前回の品目にも同様の趣旨の御意見が提出をされておまして、そのときにもお答えをしておりますけれども、現時点では非公表としておりますけれども、今後公開で審議を行う幹事会終了後に非公開情報がマスキングされました資料を閲覧可能とすることを現在検討しておりますということでございます。

理由の 3 番に相当するところでございますけれども、安全係数のヒトの固体差を 30 としたことについての御質問に対しましては、この追加の安全係数につきましては、米国等での設定を踏まえ、また毒性作用が一般に対数的に現れることから、最低 1、最高 10 とした中間の値である 3 と設定している。また、試験対象者の人種、年齢については不明であるものの、個体差 10 により考慮されていると考えているというお答えでございます。

理由 4 に対する回答でございますけれども、安全係数における個体差 10 によって、すべ

での年代について考慮されていると考えるという回答でございます。

理由5の点でございますが、発達神経毒性等の試験が実施されていないということでございますが、胎児または児動物への影響については発生毒性試験、繁殖試験等が実施されており、適切に評価されていると考えるという回答でございます。

理由6の御指摘でございますけれども、各国の評価機関において評価に随分ばらつきがあるのではないかと考えてございますが、これは評価機関によりまして、ChE活性阻害に関する判断基準、安全係数に係る基準等が異なるため、評価が異なっているという答えとなっております。

意見1-2でございますけれども、有機リン剤総体としての健康影響評価とADIの設定が必要であると考えてございますけれども、複数の農薬が同時に摂取された場合のヒトへの健康影響につきましては、FAO/WHOにおきまして、といたしまして100倍の安全係数には複数の化合物の暴露を受けた場合に起こり得る相乗作用も考慮されている。

といたしまして、相互作用については農薬だけでなく、ヒトが暴露する可能性のあるすべての化学物質についての問題であり、その組み合わせは膨大となることから、非常に低いレベルでしか存在しない残留農薬の相互作用のみを特別の懸念として取り上げる必要はないとしておりまして、専門調査会においてもこの考え方を支持しているというところでございます。

3ページ、意見1-3といたしまして、年間約14トン使用されているということで、今後の残留基準の設定に際しては農薬以外からの摂取も十分考慮することが必要であるというところでございます。

これはリスク管理機関に係る御指摘ということでございまして、御意見は厚生労働省、農林水産省等の関係官庁へ情報提供させていただきますと回答させていただきたいと思っております。

意見2のシリーズでございますが、まず意見2-1でブチルコリンエステラーゼ活性に対する影響を無視してはならないという御指摘でございます。これにつきましては、血漿のChEについてはAChEの他にBuChEが存在するというところで、ただ、このBuChEの生理学意義は不明である。活性が阻害される用量においても、毒性影響が観察されていないということで、基本的にはこのものについては勘案をする必要はないのではないかと考えてお答えしております。

意見2-2でございますが、フェンチオンから影響を受けやすい亜集団への配慮がされていないという御指摘でございます。子どもさんであるとか、高齢者あるいは妊婦に対す

る配慮がないのではないかということでございます。これは既に安全係数のところで意見 1 のところでもお答えしておりますが、今回は安全係数は 30 を考慮しているということでございます。ヒトの試験を用いているということで種差が 1、ただヒトのデータについてのデータが不完全であるということから、追加の係数を 3 としておりまして、更に個体差の 10 ということで、合わせて 30 と設定をしているということでございます。

この個体差 10 の中に幼小児、妊婦、高齢者等の影響を受けやすい集団への影響が考慮された数字となっているという回答でございます。

最後の方であります、同じ意見 2 - 2 の中には農薬使用者や周辺にいる人への影響も考慮すべきであるという御指摘がございまして、これについては農薬使用者等への影響に関する御意見は厚生労働省、農林水産省等の関係官庁へ情報提供させていただきますという回答となっております。

4 ページに意見 2 - 3 の記載がございしますが、鳥類に影響を及ぼすので使用を継続すべきではないという御指摘でございます。御意見につきましては、農林水産省、環境省等の関係官庁へ情報提供をさせていただきますという回答とさせていただきます。

以上、2 通の御意見をいただいておりますが、専門調査会としては ADI の変更は必要ないと判断しておりまして、したがって、専門調査会の評価結果をもちまして、関係機関に通知をしたいと考えております。

以上でございます。

小泉委員長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、お願いします。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、農薬専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「フェンチオンの一日摂取許容量を 0.0023 mg/kg 体重/日と設定する。」ということでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

小泉委員長 続きまして、農薬及び動物医薬品 1 品目に関する食品健康影響評価についてです。本件につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

事務局から説明をお願いします。

北條評価課長 それでは、「資料5-2」に基づいて御説明いたします。

3ページの「審議の経緯」の記載を御覧いただきたいと思います。

スピノサドでございますが、殺菌剤でございますして、農薬として用いられるということと、動物用医薬品としても用いられるものでございます。したがいまして、今回の評価の要請でございますけれども、まず適用拡大の申請、インポートトランス申請とともに、暫定基準を定めている関係で、24条の2項に基づく評価の要請も併せて行われているものでございます。

評価書(案)につきまして、本年の2月18日から3月19日まで、国民からの御意見・情報の募集を行いました。結果は最後のページに記載がございますように、期間中に御意見・情報はございませんでした。したがいまして、専門調査会の評価結果を用いまして、関係機関に通知をしたいと考えております。

以上でございます。

小泉委員長 それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、農薬専門調査会及び動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「スピノサドの一日摂取許容量を0.024 mg/kg体重/日と設定する。」ということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

小泉委員長 続きまして、遺伝子組換え食品等1品目に関する食品健康影響評価についてです。本件につきましては、専門調査会における審議が終了しております。

担当委員の長尾委員から説明をお願いいたします。

長尾委員 それでは、資料5-3の要約に沿って、概要について御説明いたします。

耐熱性 - アミラーゼ産生トウモロコシ 3272系統の飼料の安全性について、申請者提出の資料を用いて食品健康影響評価を行いました。

本トウモロコシは、好熱菌の - アミラーゼ遺伝子に由来する改変 - アミラーゼ遺伝

子を導入して作製されております。本品種は、種子で特異的に耐熱性 - アミラーゼを発現することから、従来のトウモロコシ穀粒を用いたエタノール製造において必要とされる耐熱性 - アミラーゼ等の添加を不要にできるとされています。このトウモロコシ穀粒を用いたエタノール製造の際に発生するエタノール蒸留工程後の残渣が飼料として利用されます。

本トウモロコシは、食品としての安全性については既に評価が終了し、ヒトの健康を損なう恐れがないと判断しています。提出のあった資料から本トウモロコシに新たな有害物質が生成され、それが肉、乳、卵等の畜産物中に移行するとは考えられず、また畜産物で有害物質に変換、蓄積される可能性や遺伝子組換えに起因する成分が家畜の代謝系に作用し、新たな有害物質が生成されることは認められませんでした。

したがって、**「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」**に基づき評価した結果、改めて食品健康影響評価は必要なく、当該飼料を家畜が摂取することに係る畜産物の安全上の問題はないと判断いたしました。

追加事項等につきましては、事務局からお願いいたします。

北條評価課長 内容についての追加はございません。

このものにつきましては、既に食品としての安全性の評価も終了しているということで、パブリック・コメントについては省略をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

小泉委員長 ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問はございませんか。わかりました。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集は行わないということにいたしまして、「遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち『遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方』に基づき評価した結果、改めて食品健康影響評価は必要なく、当該飼料を家畜が摂取することに係る畜産物の安全性の問題はないものと判断される。」ということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(6) 平成 22 年度食品健康影響評価技術研究の研究課題の候補について

小泉委員長 それでは、次の議事に移ります。

「平成 22 年度食品健康影響評価技術研究の研究課題の候補について」です。先日、食品健康影響評価技術研究運営委員会が開催されましたので、座長の廣瀬さんから報告をお願いいたします。

廣瀬委員 平成 22 年度の食品健康影響評価技術研究の研究課題につきまして、3 月 24 日に開催した研究運営委員会第 36 回会合におきまして、新規研究課題として合計 9 課題の候補を選定いたしました。

詳細につきましては、事務局から説明をお願いします。

本郷情報・緊急時対応課長 それでは、「資料 6」に基づきまして御報告申し上げます。

まず、平成 22 年度の研究課題の選定の経緯について御説明いたします。今年の 1 月 5 日から 1 月 29 日までの間、研究領域ごとに関心事項を示しつつ、研究課題の公募を行いまして、合計 65 課題の応募がありました。

応募のあった研究課題につきまして、2 月 24 日に書面による 1 次審査を行いまして、選定されました 14 課題について、3 月 17 日に終日かけてヒアリングによる 2 次審査を行いました。その結果、3 月 24 日、資料 6 に記載しております 9 課題の研究課題候補を選定したという経緯でございます。

選定されました 9 課題の内訳は、 の化学物質系研究領域が 3 課題、 の生物系研究領域が 1 課題、 の新食品等研究領域が 5 課題ということでございます。

本日、研究課題の採択を決定いただきましたら、直ちに各主任研究者にこの結果を通知しまして、研究開始に必要な事務手続に着手したいと考えております。

また、採択されなかった研究課題の主任研究者の方々に対しましても、併せて非採択という結果を通知させていただきます。

以上でございます。

小泉委員長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、資料 6 のとおり、平成 22 年度食品健康影響評価技術研究の研究課題としてこの 9 課題を決定するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(7) 食品安全委員会の 3 月の運営について

小泉委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食品安全委員会の 3 月の運営について」です。

事務局から報告してください。

西村総務課長 「資料 7」に基づきまして、3 月の運営の報告を申し上げます。

1 ページ、食品安全委員会の開催です。3 月 4 日の委員会では 4 品目について評価の要請があり、1 品目について専門調査会の審議結果報告がございました。また、3 品目につきまして評価の結果をリスク管理機関に通知することを決めております。

平成 20 年度、21 年度の研究課題の中間評価の結果について、案のとおり決定をしております。

2 月の運営報告がございました。

食品による窒息事故に係る評価に関する資料について消費者庁から説明があり、この追加情報が報告されましたので、この追加情報を WG に伝え、審議させることが決まっております。

3 月 11 日の委員会におきましては、1 品目について審議結果の報告が専門調査会からございました。

2 ページでございますけれども、遺伝子組換え食品等 1 品目について評価結果の通知がございました。また、食品安全モニターの報告、「食の安全ダイヤル」についての報告がございました。

3 月 18 日の委員会では、1 品目について評価の要請がございました。また、専門調査会における審議結果の報告として、添加物で 2 品目、肥料・飼料等で 2 品目ということでございます。

食品健康影響評価の結果を都合 6 品目につきまして、リスク管理機関に通知することを決めております。

自ら評価を行う案件につきまして、トランス脂肪酸およびアルミニウムを自ら評価案件

として決定し、アルミニウムについてはまず必要なデータ集めを行うこととし、トランス脂肪酸については新開発食品専門調査会において調査審議を行うこととなっております。

3 ページでございます。3 月 25 日の委員会におきましては、食品健康影響評価を行うことは明らかに必要でないときに該当する件につきまして照会があり、この件について確認が行われしております。

また、評価の要請について 10 品目についてございました。

専門調査会からの審議結果の報告として、動物用医薬品専門調査会から 3 品目がございました。

食品による窒息事故に関するワーキンググループの審議結果についての報告がございまして、これについて意見・情報の募集に着手することを決定しております。

農薬 2 品目及び薬剤耐性菌につきまして、評価結果をリスク管理機関に通知することを決めております。

食品安全モニターの依頼につきまして決定をし、また、クロロプロパノール類のファクトシートについて報告を受け、ホームページで公表することを決定しております。

4 ページでございます。その他関係のワーキンググループ、専門調査会の開催といたしまして、3 月 10 日に食品による窒息事故に関するワーキンググループが食品安全委員会へ報告することを決定しております。

専門調査会ですが、3 月 26 日に緊急時対応専門調査会、3 月 30 日に添加物専門調査会。農薬専門調査会につきましては、3 月 3 日に確認評価第一部会が行われております。

5 ページですが、3 月 16 日に幹事会が、同じく 3 月 16 日に確認評価第三部会が、3 月 19 日に総合評価第二部会、3 月 26 日に総合評価第一部会が行われております。

3 月 19 日に動物用医薬品専門調査会。化学物質・汚染物質専門調査会につきましては、3 月 9 日に鉛ワーキンググループ。

6 ページですが、3 月 5 日に微生物・ウイルス専門調査会、3 月 31 日にプリオン専門調査会、3 月 15 日にかび毒・自然毒等専門調査会、3 月 10 日に遺伝子組換え食品等専門調査会、3 月 15 日に新開発食品専門調査会、3 月 12 日に肥料・飼料等専門調査会がそれぞれ開催されております。

7 ページでございますが、意見交換会などの開催といたしまして、神戸においてワークショップ、食品添加物をテーマとしたものが行われております。

また 3 月 17 日は岡山で、遺伝子組換え食品をテーマにしたワークショップが行われております。

3月23日には食品安全委員会セミナーといたしまして、東京都内で化学物質の評価の関係でセミナーが行われているといったところでございます。

以上、御報告申し上げます。

小泉委員長 それでは、ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問等ございますでしょうか。ありましたらお願いします。よろしいですか。

(8) 食品安全モニターからの報告 (平成 22 年 2 月分) について

小泉委員長 それでは、次の議題に移ります。

「食品安全モニターからの報告 (平成 22 年 2 月分) 」についてです。事務局から報告をお願いいたします。

小野勸告広報課長 それでは、「資料 8 」に基づきまして、御報告いたします。

食品安全モニターからの報告、今回は 22 年度 2 月分でございます。

2 月中の件数は 20 件ございました。

まず農薬の関係で 2 件いただいております。上が農薬の安全性についてで、農薬を摂取する量、残留基準の観点から農薬の安全性の考え方について勉強会で解説したが、参加者はなかなかそのことについて理解し難いようだったという感想でございます。

もう一つ、家庭菜園と農薬について、家庭菜園向けの情報をもう少し細かくよりわかりやすく提供してはどうだろうかという御意見でございます。

食品安全委員会からのコメントでございますが、食品安全委員会ではこうした情報については、丁寧でわかりやすい情報発信に努めております。農薬につきましては、一生摂取しても影響のない量から残留農薬の基準値が設定されていることについて積極的に情報提供に取り組んでいるところでございます。

具体的には季刊誌の「食品安全」の vol. 4 あるいは DVD ソフトなどを使いまして、農薬を例にリスク評価を理解しやすく説明しているところでございます。今後とも、より効果的なリスクコミュニケーションとなるよう取り組んでいきたいと考えているところでございます。

3 ページ目に家庭菜園のことがございましたので、農水省からもコメントをいただいております。家庭菜園につきましては、「農薬について知りたい方へ」というホームページの中で家庭菜園と農薬について扱っているということでございます。

3 ページ目の下のかび毒・自然毒関係で1件いただいております。「毒キノコに関する情報について」ということで、スギヒラタケに関する注意喚起が秋にありましたが、一般の人にもわかりやすい明確な情報を期待しますということでございます。

これにつきましては、厚労省、農水省からコメントをいただいております。農水省からは4 ページ目にありますが、林野庁からホームページで注意喚起を行っているという状況でございます。

続きまして、新開発食品の関係で1件「エコナの問題について」ということで、これについては現在リスク評価の審査を行っているところでございますが、リスク評価を迅速に進めていただきたい。また、審議経過をトップページから簡単に見られるようにしていただきたいという御意見でございます。

この DAG の関係につきましては、現在、厚労省に対しまして追加資料をできるだけ早く提出するよう要請しているところでございます。追加資料が提出され次第、速やかに審議を開始するというようにしております。

また、これまでの検討の経過、審議状況につきましては、食品安全委員会のホームページのお知らせの項目の中に Q & A の形式で情報を載せております。この中でリスク評価の進捗状況、その他の情報を提供しており、随時更新を行っているところでございます。

5 ページ目です。食品衛生管理関係で全部で4件いただいております。一番上ですが、食品から2 - クロロエタノールが検出されたということで、自主回収をする問題があったという御指摘でございます。

これにつきましては厚労省からコメントをいただいております。

下の方は、ノロウイルス対策の確立ということで、食中毒対策の基本は、迅速に発生現場を検証して、その原因を明確にするということにあるという御意見でございます。

食品安全委員会では、ノロウイルスに関しまして食品健康影響評価を行うべき優先順位の高いものの1つとして、微生物・ウイルス専門調査会において審議が行われ、その中で原因別物質の食中毒患者数では、依然最多の状況にあり、食品取扱者から食品への二次汚染によると考えられる食中毒事例が増加しているということが示唆されることから、今後定量的リスク評価を行うため、さらなる知見を得ていく必要があるという結果が先般食品安全委員会に対しまして報告されたわけでございます。

これを受けまして、食品安全委員会のホームページで、このノロウイルスに関する、リスクプロファイルの掲載を行ったところでございます。資料中には「すること」と記しておりますが、昨日公表いたしましたので、公表用資料につきましてはその旨訂正した上で、

リンク先を表示した上で改めて公表したいと考えております。

またこれに関連して、メルマガの臨時号も昨日発行して、食中毒の注意喚起を行ったところでございます。

6 ページ目に、厚労省からもノロウイルスの関係につきましては情報をいただいております。

次にお弁当路上販売について、食品衛生上の危害・品質確保などの指導をお願いしたいという御意見でございます。これにつきましては、厚労省からコメントをいただいております。

また、回付の案件といたしまして、中国製冷凍ギョウザ事件について御意見をいただいております。

7 ページ目です。食品の表示関係で全部で6件いただいております。まず、トランス脂肪酸の食品表示を早急に実施されることを要望しますという御意見でございます。

トランス脂肪酸につきましてはマーガリンですとかショートニングなどに含まれている外、自然界でも牛などの反すう動物の胃の中で生成されるということが知られております。

日本人の一般的な食生活の中では、トランス脂肪酸の摂取量は少ないと考えられておりますけれども、脂肪は一般的に大切な栄養素でございますが、トランス脂肪酸のみならず脂肪の取り過ぎ、飽和脂肪酸、食事性コレステロールの多量の摂取も心疾患のリスクを高めるということでございますので、日ごろから脂肪の摂取について注意し、バランスのよい食事をとることが大切だということでございます。

食品安全委員会では若い世代の食生活がかなり変化していることなどを踏まえて、22年3月に食品安全委員会において平成21年度に採択する自ら評価の案件の1つとしてトランス脂肪酸を決定したところでございます。

表示の関係につきましては、消費者庁からコメントをいただいております。今年3月に今後の取組方針をとりまとめ、今年の夏を目途に、事業者が情報開示を行う際の指針となるガイドラインをとりまとめるということを決めたところでございます。

8 ページ目の真ん中、産直市場での食品表示に関し、食品表示が簡易的で小さく確認しづらいケースがあるという指摘です。その下の御意見ですが、食の安全と添加物ということで、何のために表示するのかということを見つめ直して、消費者にとって有用な表示であることが重要と思うということでございます。

これらにつきましては、いずれも消費者庁からコメントをいただいております。

9 ページ目です。食品の不正表示、偽装表示についての御意見。虚偽表示の罰則強化を

求めるということ。その下は有機 JAS 規格と偽装問題ということで、偽装については厳しく監視しなければならないという御意見でございます。

これにつきましては、農水省及び消費者庁からコメントをいただいております。

10 ページ目に、消費期限改ざん後の企業の取組についてということで、再発防止策として、消費者の立場で意見を述べる人材の募集を行ったということがあって、他社にも参考にしてほしいということですが、ただ、消費期限の決め方が各企業に任されている点は問題提起したいという御意見でございます。

これにつきましては、消費者庁からコメントをいただいております。

11 ページ目、その他のところで全部で 6 件いただいております。まず 2 件、こんにゃく入りゼリーに関するものでございます。当委員会のホームページの窒息事故に関するリスク評価の情報についての御意見ですが、大変わかりやすかったということでございます。

その下、こんにゃくゼリーの規制に関する御意見として、ゼロリスクを目指すことは大事ですけれども、食の安全の原点に戻って検討してほしいという御意見でございます。

当委員会からのコメントですけれども、こんにゃく入りゼリーを含む窒息事故の検討に関しましては、当時の内閣府の国民生活局から諮問を受け検討してきたところでございます。このたび、ワーキンググループの評価書案がとりまとめられ、今年の 3 月に食品安全委員会に報告がなされております。

現在、国民からの意見・情報の募集を行っているところでございまして、その手続が済み次第、食品安全委員会としての結果をまとめた上で消費者庁に答申するということになっております。これまでの検討経過の内容につきましてはホームページで公表しており、これを御覧いただきたいということでございます。

12 ページ目、消費者庁からコメントをいただいております。今後の進め方につきまして記してございます。下のところで食品 SOS 対応プロジェクトにおいてこんにゃく入りゼリーを始め、食品等による窒息事故の防止に資する対策の検討を進めてまいりますということでございます。

その次の意見ですが、健康食品に対するものでございます。

省庁を越えての健康食品の安全性がきちんと確保される表示基準や運用を期待しますという御意見でございまして、これにつきましては消費者庁、厚労省からコメントをいただいております。

13 ページ目では、食品安全モニターを終了するに当たりという御意見をいただいております。食品安全モニターは 2 年間の期間で依頼しておりますが、期間を終了するに当たっ

て、これからも食の安全について考えていきたいということを述べてございます。

当委員会からのコメントですが、食品安全モニターからの御意見につきましては、食品安全委員会が行う食品安全行政の推進の参考とさせていただいているところでございます。食品安全モニターの活動の終了後も御意見をお寄せいただく機会といたしましては「食の安全ダイヤル」というものを設置いたしておりますので、それを御活用いただきたいと思いますと考えてございます。

14 ページにダイヤルの番号「03 - 6234 - 1177」と表示してございますので、是非御活用いただけたらと思います。

最後に2件回付の御意見といたしまして、自給率の向上と食品の安全、給食用の米からカドミウムが検出された件について御意見をいただいております。

御報告は以上でございます。

小泉委員長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

どうぞ。

野村委員 今回の報告の2ページの一番最初の「一生摂取しても影響のない量から」が理解し難いようだという話で、これは大変重要な情報ではないかなと考えております。

とりわけこれは日本ベジタブル&マイスター協会会員ということですので、食の安全に対する理解の深い方々でもあるので、大変重要な指摘だと思うんです。

リスコミを効果的に進めるためにもし可能であるならば、このモニターの方がどういう説明をなさって、聞いている方が理解し難いということことになったのか、どういう実態なのかということをもしわかれば、今後のリスコミ推進に大変役に立つと思うんですが、可能であればその辺努力をお願いしたいと思います。

小泉委員長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

小野勸告広報課長 わかりました。ただ今いただいた御意見を一度モニターさんのほうにお伝えしたいと思います。

小泉委員長 外によろしいですか。いかがですか。

私もついでながら最後の意見について、これには何らコメントは付いていないのですが、一番最後の給食用の米からカドミウムが検出された。私は長い間カドミウムを研究してきた、近年分析技術が非常に向上して、例えば給食用であれ市販のお米であれ、どんな米であってもカドミウムは検出されます。したがって、モニターさんというのは一応ある程度知識がありそれなりのレベルのある方でも、そういうことがまだ理解されておらず検出イコール問題という認識がなくなっていないということは非常に問題かなと思います。

メチル水銀しかり、鉛しかり、同じことですので、やはり検出されることと健康障害の可能性ということについては別だと。要するに、それは確率あるいは量の問題であることを我々もしっかりとリスクミしていく必要があると感じます。

その外、いかがですか。よろしいでしょうか。

それでは、外に議事はございますでしょうか。

どうぞ。

北條評価課長 審議事項の件で補足の説明をさせていただきます。資料4の7ページの表3でございます。このA農場とB農場それぞれで行われた臨床試験の成績で、たしか小泉先生はA農場の咳のところですが、A農場の結果が対照群に比べてむしろ増えているという。

小泉委員長 A農場では増えているのですね。

北條評価課長 B農場はワクチンの効果があって対照群よりも低いという数字になっているわけです。

小泉委員長 逆だから、結論的には意味がないのかなと思ったので。

北條評価課長 この点については、7ページの下の方に実は考察がございまして、このA農場の飼っておりました豚で肺炎で死亡または淘汰された豚がいるということで、肺炎からここに幾つかの菌が並べられておりますけれども、分離が確認をされた。特にアクチノバシラス プルロニューモニエについて、投与群の分離率は対照群よりも有意に高かったと記載がございまして、実はどうも肺炎菌による感染でここは増えてしまったというこ

とで、これは専門調査会におきましてもこの点について議論がありまして、A農場における試験成績というのはよくないねということで、むしろB農場の結果が比較的ワクチンの効果を反映しているということでございます。

ちょっと補足の御説明。

小泉委員長 ありがとうございます。よくわかりました。本来は対照群よりこれらの症状が少なくならなければいけないわけです。A農場だけ逆転しているというのは、どうもいろんなウイルス細菌による肺炎にかかったらしいということですね。A農場に関してはあまり結果を考察することはできないということですね。わかりました。

外に何か全体を通して御意見はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、これで本日の議事はすべて終了いたしました。次回の委員会会合につきましては、4月15日14時から開催を予定しております。また、来週4月12日、月曜日14時から新開発食品専門調査会が公開で、引き続き16時から非公開で開催される予定となっております。

以上をもちまして、第327回「食品安全委員会会合」を閉会といたします。

どうもありがとうございました。